

一級河川淀川水系小畑川支溪坂川通常砂防工事に関する事業認定理由

平成14年7月9日に京都府から申請のあった一級河川淀川水系小畑川支溪坂川通常砂防工事（以下、「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1. 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第3号に掲げる「砂防法（明治30年法律第29号）が適用される砂防設備」に該当するものに関する事業であるため、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定に基づき定められた審査基準（以下「手続法審査基準」という。）である「収用適格事業であること」という要件を充足すると判断される。

2. 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

砂防法第5条に基づき京都府知事は、砂防設備の工事を施行する責任があり、京都府は、本件事業を施行する権能を有する主体である。

また、「坂川砂防工事全体計画」が、砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）第8条ノ3の規定に基づき、平成8年5月10日に認可されており、また、京都府は、本件事業に要する事業費のうち、10分の5を砂防法第13条に基づいて国庫補助金の交付を受けており、残る10分の5を府予算において事業着手以降連年にわたって確保している。これにより資金調達の観点からも起業者としての能力を十分有するものと考えられる。

以上から、京都府は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「起業者が意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

3. 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業に係る坂川流域の現状は、平成9年7月に土砂災害が発生しており、また、近隣の流域である南谷川流域において平成11年6月に土石流が発生し、家屋や公共施設に甚大な被害を及ぼした。

本件事業は、以上のような現状に対応するべく、砂防堰堤等を設置することにより集中豪雨時における土石流を捕捉し、又は抑止しようとする事業である。

本件事業の施行により得られる利益については、本件事業は、砂防堰堤等を設置することにより集中豪雨時における土石流を捕捉し、又は抑止できることにより、流域の人的及び経済的損失の防止に相当の寄与が見込まれる。

なお、本件事業は平成12年度に京都府において事業の再評価が行われており、再評価に当たって設置された学識経験者等の第三者から構成される事業再評価委員会（以下「委員会」という。）は、事業の必要性及び砂防設備の施工にあたり自然環境保全の配慮がなされていることが認められたことにより本工事の継続を了承している。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、本件事業は、技術的観点から環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び京都府環境影響評価条例（平成10年京都

府条例第17号)による環境影響評価の対象事業となっていない砂防事業であり、また、委員会において、起業者の説明において工事実施の際には自然環境保全を考慮することとされており本件事業の継続が了承される前提となった環境への影響は軽微なものであると認められる。また、潰地面積、工事施行の難易度等の社会的、技術的及び経済的条件から2案(砂防堰堤2基設置案及び3基設置案)について比較検討をした上で、合理的な事業計画(2基設置案のほうが潰地面積が少ない等総合的に優位な案)を採用しており、その他の私的な利益への影響は小さいと考えられる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、砂防設備の用地として必要最小限の範囲であると認められる。

以上より、で述べた得られる利益とで述べた失われる利益を、比較衡量した結果、本工事の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本工事は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「事業が公益性を有すること」、「当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること」の各要件を充足すると判断される。

さらに、で述べたように、起業地の範囲も本工事の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、手続法審査基準である「収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること」という要件を充足すると判断される。

4. 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業については、坂川流域は、平成9年7月に土砂災害が発生しており、また、近隣の流域である南谷川流域において平成11年6月に土石流が発生し、家屋や公共施設に甚大な被害を及ぼしたことを考慮し、平成9年6月及び平成14年2月に砂防指定がされたものであり、抜本的対策が急務となっており、緊急に実施すべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5. 結論

1. から4. までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件及び手続法審査基準の定める各要件を充足すると判断される。

以上により、京都府から申請のあった一級河川淀川水系小畑川支溪坂川通常砂防工事について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。